

道路整備財源の改革に関する意見書

道路は、活力ある自立した地域社会の形成や産業の振興、経済活動の拡大を図るとともに、通勤通学などの日常生活を支える最も基礎的な社会資本であり、地域間の交流・連携を促進し、真に豊かで安心して暮らせる地域社会の実現の為に、その着実な整備が必要不可欠である。こうしたニーズは道路財源の改革によっても何ら変わるものではない。

このような中、5月13日の改正道路整備費財源特例法が衆議院で議決され、歳入・歳出についての法手続が完了したが政府は平成21年度からの道路特定財源の一般財源化を閣議決定し、道路整備財源を改革する意向である。

しかし、西九州自動車道の延伸（南西自動車道）や有明海沿岸道路をはじめ県内道路網の骨格となる広域幹線ネットワークを形成する規格の高い幹線道路の整備や安全・安心を確保するための交通安全対策など、地域が必要とする道路整備はこれからの課題である。また、これまで整備してきた橋梁を始めとする道路構造物の老朽化に対応した適切な維持管理も、今後の大きな課題となっている。

については、道路特定財源制度の改革にあたっては、地方が真に必要なとする道路整備や適切な維持管理を計画的に進められるよう、その財源として確保するとともに、計画策定・実施等にあたっては地方の声や実情に十分配慮しながら、その意思決定に地方の意見が十分反映できる分権型の仕組みを取り入れると共に、道路整備の安定的な財源を確保する制度となるよう下記事項を強く要望する。

記

- 1 道路特定財源の一般財源化にあたっては、地方の実態を踏まえさらなる地方財源の充実強化がはかれるよう地方の道路整備への配分割合を高めるなど道路整備財源の確保に努めること。
- 2 ガソリン税などの暫定税率の失効に起因する地方財政並びに道路関係予算への影響額に対しては地方公共団体の意見を十分に聞いたうえで国の責任において特例交付金を創設するなど適切な財源措置を講じ、その具体策を早期に提示すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年6月20日

佐賀県鹿島市議会

衆議院議長 河野洋平様
参議院議長 江田五月様
内閣総理大臣 福田康夫様
総務大臣 増田寛也様
財務大臣 額賀福志郎様
国土交通大臣 冬柴鐵三様